

育児休業等終了時改定・3歳未満養育特例について

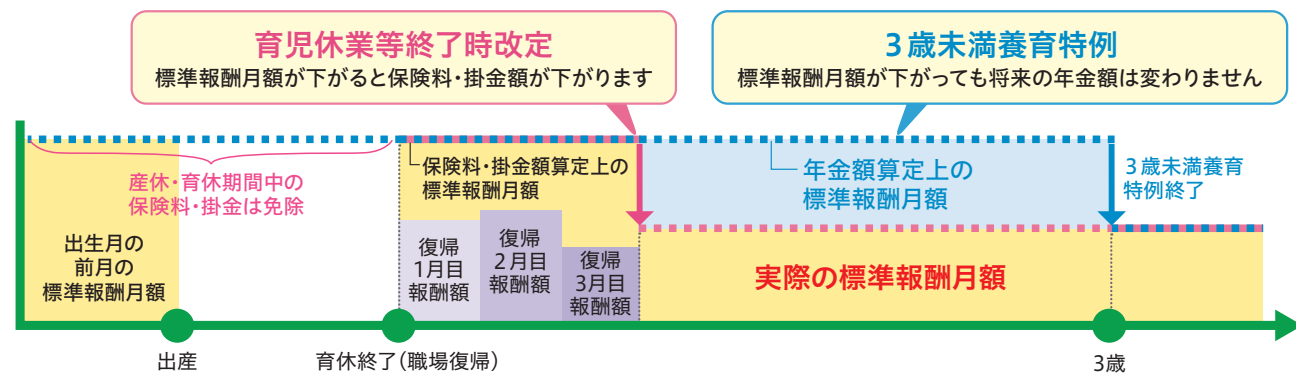
育児休業等から復職後、育児のため報酬額が下がった方^(※1)などの標準報酬月額を実際の報酬額に近づけるため、「**育児休業等終了時改定**」^(※2)を申し出ること、標準報酬月額を改定することができます。

この改定によって標準報酬月額が下がった場合であっても、「**3歳未満養育特例**」を申し出ることにより、年金の算定には養育開始前の高かった標準報酬月額を適用し、将来の年金額の減少を避けることができます。

今回は、「**育児休業等終了時改定**」と「**3歳未満養育特例**」について、問合せの多い内容にお答えします。

※1 例えば、育児部分休業・育児短時間勤務で給料月額などが減った方、引越などで通勤手当が減った方です。

※2 産前産後休業後に育児休業を取得せずに復職する場合は、「産前産後休業終了時改定」になります。



育児休業等終了時改定についてよくある Q & A

Q1 育児休業等終了時改定は、どのように行われますか？

A1 以下のア～エの要件をすべて満たした場合、**復職後3か月の報酬額の平均額**に基づいて標準報酬月額を改定します。



- ア 育児休業等を終了した組合員であること。
- イ 当該育児休業等を終了した日において、当該育児休業に係る3歳未満の子を養育していること。
- ウ 組合に育児休業等終了時改定の申出を行ったこと。
- エ 育児休業等を終了した日の翌日において、産前産後休業を開始していないこと。

※申出方法は、[公立学校共済組合東京支部ホームページ](https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakeinnmenjyo/sanzensango_kaitei_moushide/index.html)をご覧ください。
https://www.kouritu.or.jp/tokyo/tetsuduki/kyosai/kakeinnmenjyo/sanzensango_kaitei_moushide/index.html

Q2 育児休業等終了時改定を申し出る場合、一方、申し出ない場合はどうなりますか？

A2 ●**育児休業等終了時改定を申し出る場合**

復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が出産前の標準報酬月額より**1等級以上の差があれば**(等級が上がるとき、下がるときいずれも)、育児休業等終了時改定を実施します。終了時改定の結果、標準報酬月額が休業前より上がることもありますので、ご注意ください。

なお、申出をされても、復職後3か月の報酬額の平均額により算定した標準報酬月額が出産前の標準報酬月額と変わらない場合は、育児休業等終了時改定は実施しません。

●**育児休業等終了時改定を申し出ない場合**

標準報酬月額は、次の定時決定又は随時改定まで原則変わりません。



Q3 育児休業等から復職して数か月経過しましたが、申出は今からでも可能ですか？

A3 可能です。申出は育児休業等を終了した日から2年間は遡及できます。例えば復職後、4か月目に申出をされても育児休業等終了時改定の対象になります。



※短期組合員の厚生年金保険にかかる育児休業終了時報酬月額の変更については、日本年金機構ホームページ等でご確認ください。

3歳未満養育特例についてよくある Q & A

Q1 3歳未満養育特例はどのような制度ですか？

A1 3歳未満の子を養育する組合員が、育児短時間勤務の取得等で標準報酬月額が下がることにより、将来の年金の給付額が低くなることを避けるための制度です。申出により同居の子が3歳になるまでの間の標準報酬月額と、子を養育することになった日(出生等)の属する月の前月の標準報酬月額を比較し、高い方が年金の算定基礎になります。標準報酬月額に変更がない場合、上がる場合は申出の必要はありません。なお、産前産後休業・育児休業の保険料等免除期間中は特例が適用されません。



Q2 標準報酬月額はどのようにして確認できますか？

A2 所属の担当にお問い合わせいただくか、給料明細書でも確認できます。



Q3 現在育児休業中ですが、3歳未満養育特例の申出書は育休中に提出できますか？

A3 3歳未満養育特例の申出書は、育児休業を終了し職場に復帰してから提出してください。なお、多胎児の場合には、それぞれの子について申出書を作成し提出してください。



Q4 同じ子について夫婦で養育特例の適用は受けられますか？

A4 適用を受けられます。育児休業を取らない場合は、子を養育することになった日(出生等)以降に申出書を提出してください。



Q5 申出書に子のマイナンバーの記載をすることにより、「住民票」及び「戸籍」の添付を省略できますか？

A5 省略できます。子のマイナンバーにより、住民票及び戸籍情報の提供を各自治体より受けることができるためです。(地方公務員等共済組合施行規程第190条関係)ただし、子のマイナンバーの記載があっても、何らかの事情で情報の提供を受けられない場合は「住民票」及び「戸籍」を提出していただくことがあります。なお、申出書にマイナンバーを記載した場合は、追跡可能な郵便で送付してください。



●**マイナンバーの記載により、「住民票」に加えて「戸籍」の添付も省略できるようになりました。**

Q6 3歳未満養育特例期間中に他の公務員共済組合に転出したとき、3歳未満養育特例は自動継続しますか？

A6 他の公務員共済組合に転出した場合は自動継続しません。継続を希望する場合、転出先の共済組合に3歳未満養育特例の申出書を提出してください。なお、退職後引き続き公立学校共済組合の他の支部の組合員となった場合は、手続き不要で継続します。



「3歳未満の子を養育する旨の申出書」に添付する書類

原則、特例開始日以降、90日以内に発行された次の書類**(原本)**が必要です。(確認後、返却いたします。)ただし、申出書に子のマイナンバーの記載があれば省略できます。(Q5参照)

- 「**住民票**」(組合員と該当の子の同居を確認するため)
- 「**子の戸籍抄本**」または「**戸籍謄本**」(親子関係を確認するため) なお、戸籍については申出する組合員が当該子の育児休業等を取得した場合や子を被扶養者にした場合は省略できます。

「3歳未満養育特例の適用を終了する届出書」の提出が必要な場合

特例を受けている該当の子が3歳になる前日より前に次の事項が生じた場合は、特例を終了する届出が必要です。

- 次の子等の産前産後休業・育児休業(保険料等免除)を開始したとき
- 特例を受けている子が3歳前に死亡または別居などで養育しなくなったとき



※短期組合員の3歳未満養育特例については、日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

問合せ先

育児休業等終了時改定について
福利厚生課経理担当

☎ 03-5320-6822

3歳未満養育特例について
給付貸付課年金担当

☎ 03-5320-6828